

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第97期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	セントラル硝子株式会社
【英訳名】	Central Glass Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 皿澤 修一
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字沖宇部5253番地
【電話番号】	(0836)22-5035
【事務連絡者氏名】	宇部工場総務課長 一瀬 元嗣
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1
【電話番号】	(03)3259-7031
【事務連絡者氏名】	経理課長 阿波 泰利
【縦覧に供する場所】	セントラル硝子株式会社本社事務所 (東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第3四半期連結 累計期間	第97期 第3四半期連結 累計期間	第96期 第3四半期連結 会計期間	第97期 第3四半期連結 会計期間	第96期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	112,741	119,797	40,393	42,546	154,623
経常利益(百万円)	2,233	4,719	1,791	2,399	2,447
四半期(当期)純利益(百万円)	854	2,817	1,305	1,611	466
純資産額(百万円)	-	-	111,938	112,577	112,179
総資産額(百万円)	-	-	219,914	217,105	215,507
1株当たり純資産額(円)	-	-	525.69	528.02	526.99
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	4.03	13.29	6.15	7.60	2.20
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3.61	-	5.51	-	-
自己資本比率(%)	-	-	50.7	51.6	51.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,675	14,128	-	-	19,410
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,800	6,854	-	-	6,837
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,659	2,863	-	-	7,080
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	18,822	23,790	19,120
従業員数(人)	-	-	4,281	4,249	4,189

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 第96期、第97期第3四半期連結累計期間及び第97期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	4,249	(478)
---------	-------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

2. 臨時雇用者数については、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,586
---------	-------

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む。また、嘱託及び派遣社員は含んでいない。)であります。

2. 臨時雇用者数については従業員数の10%に満たないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を、セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ガラス事業	13,068	-
化成品事業	19,676	-
合計	32,745	-

- (注) 1. 金額は平均販売価格により、消費税等は含まれておりません。また振替製品として自家消費されたものは含まれておりません。
 2. 当社グループ（当社及び連結子会社）の生産・販売品目は、広範囲かつ多種多様のため販売価格による生産高を正確に把握することが困難なため概算値で表示しております。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社）は原則として、受注生産方式を採用しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を、セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ガラス事業	20,906	-
化成品事業	21,640	-
合計	42,546	-

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 3. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）		当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
全国農業協同組合連合会	4,045	10.0	-	-
丸石製薬株式会社	-	-	4,409	10.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

合併事業契約

契約会社名	相手方	契約締結日	契約内容
セントラル硝子(株)(当社)	山東石大勝華化工集団股?有限公司(中国)	平成22年10月15日	リチウムイオン電池用LiPF ₆ (六フッ化リン酸リチウム)高濃度溶液の製造・販売会社として東営盛世化工有限公司を設立し運営する旨の契約。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外経済の成長や政府の景気刺激策の効果などにより緩やかな回復基調にある一方、円高やデフレの影響、海外経済の下振れ懸念などの景気下押しリスクもあり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済状況のもとで、当社グループは積極的な販売活動を展開いたしました結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は42,546百万円と前年同期比5.3%の増加となりました。

損益面につきましては、経営全般にわたる業務の効率化・合理化施策を推進してまいりました結果、営業利益は前年同期比623百万円増加の2,381百万円となりました。経常利益は608百万円増加の2,399百万円となり、当第3四半期純利益は前年同期比305百万円増加の1,611百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

ガラス事業

建築用ガラスにつきましては、戸建住宅など新設住宅着工戸数に持ち直しの動きがあるなか、住宅版エコポイントの効果でエコガラスなどの販売が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

自動車用ガラスにつきましては、北米市場の回復の一方、国内のエコカー補助金終了の影響などにより、売上高はほぼ前年同期並に留まりました。

電子材料用ガラスにつきましては、タッチパネル関連製品の出荷が好調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

以上ガラス事業の売上高は20,906百万円(前年同期比3.3%増)となり、394百万円の営業損失(前年同期比63百万円の改善)となりました。

化成品事業

化学品につきましては、売上高はほぼ前年同期並となりました。

ファインケミカルにつきましては、医薬関連製品や半導体リソグラフィ関連製品等の出荷が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

肥料につきましては、出荷が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

ガラス繊維につきましては、住宅及び自動車分野の出荷が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

以上化成品事業の売上高は21,640百万円(前年同期比7.4%増)となり、営業利益は前年同期比561百万円増加の2,775百万円となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比較しまして4,670百万円増加の23,790百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより4,739百万円(前年同期比87百万円の増加)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出などにより2,784百万円(前年同期比1,287百万円の増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、短期借入金の増加などにより4,117百万円(前年同期比5,095百万円の増加)となりました。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(イ) 基本方針の内容の概要

当社は、当社株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような当社株式の買付けの提案に応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて行われるものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為（下記（イ）に定義されます。以下同じとします。）の中には、（ ）買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、（ ）株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、（ ）当社取締役会が、大規模買付者（下記（イ）に定義されます。以下同じとします。）が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を提示するために合理的に必要となる期間を与えないもの、（ ）株主の皆様に対して、買付内容を判断するために合理的に必要となる情報や時間を十分に提供することなく行われるもの、（ ）買付けの条件等（対価の価額・種類、買付けの時期、買付けの方法の適法性、買付けの実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものも想定されます。当社といたしましては、株主共同の利益を最大化すべきとの観点に照らし、このような大規模買付行為を行う大規模買付者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで株主共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じて当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、大規模買付行為により、このような株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる大規模買付行為を行う大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、株主共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることをその基本方針といたします。

(ロ) 基本方針策定の背景

当社の事業は、建築用ガラス、自動車産業向け加工ガラス等の製造・販売等を行うガラス事業、及び、化学品、肥料、ガラス繊維、ファインケミカル製品の製造・販売等を行う化成事業から構成されており、当社の経営には、昭和11年の会社設立以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、従業員、工場・生産設備が所在する地域社会、及び、国内外の顧客・取引先等との間に築かれた長期的取引関係への理解が不可欠であります。また、当社は、ファインケミカル製品を中心とした成長分野である高機能・高付加価値製品分野への経営資源の重点的な投入により、中長期的な視点から企業価値を増大させるべく努めることとしており、このような当社の事業特性に対する理解なくしては当社の企業価値を向上していくことは困難であり、また、株主共同の利益の維持・向上のためには、濫用的な買収等を未然に防ぎ、中長期的な観点からの安定的な経営を行うことが必須であると考えています。当社といたしましては、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を進め、基幹事業における構造改革を推進するとともに、研究開発及び技術開発を強化し、成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、グループ企業力の強化に取り組んでおります。

しかしながら、昨今、新しい法制度の整備や資本市場の情勢、経済構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、場合によっては上記の取引関係や経営資源、適切な企業集団の形成等に基づく当社の持続的な企業価値の維持及び向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できない状況となっておりまいりました。

当社といたしましては、このような動きに鑑み、大規模買付者が現われる事態を常に想定しておく必要があるものと考えます。なお、当社といたしましては、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

以上の事情を背景として、当社は上記（イ）のとおり基本方針を策定いたしました。

基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資して頂くため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記（イ）の中期経営計画等による企業価値向上への取組み、及び、下記（ロ）のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映していくことにより、上記のような株主共同の利益を毀損する大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものであると考えております。

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、品質重視を基本とし、常に信頼される製品を提供し続けることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。

事業活動においては、ガラス、化成事業をコアビジネスとして、その事業基盤の安定化を図るとともに、ファインケミカル等の高機能・高付加価値製品分野の拡充を図り、収益力の向上と財務体質の強化により、企業価値を向上さ

せることを基本方針としております。かかる方針のもと、生産販売体制の強化と原価低減の推進等の経営全般にわたる効率化を通じて企業体質の変革を図るとともに、研究開発力の強化と成長分野への経営資源の重点的な投入を行い、グループ企業力の強化に努めてまいります。

また、レスポンシブル・ケアの方針に基づき、製品の開発から廃棄に至る全ライフサイクルにおける「環境・安全・健康」を確保することにより、当社グループとして、社会的責任を果たしてまいります。

(b) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、平成20年度を初年度とする5カ年の中期経営計画を策定しております。

かかる中期経営計画の具体的な内容につきましては、第96期有価証券報告書「第2 事業の状況 3 . 対処すべき課題 (1) 対処すべき課題」をご参照下さい。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方等

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方並びに当社の機関及び内部統制体制の整備の状況等につきましては、第96期有価証券報告書「第4 提出会社の状況 6 . コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」をご参照下さい。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年5月14日開催の当社取締役会において、概ね下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入することに関して決議を行い、あわせて本対応方針の導入に関する承認議案を同年6月29日開催の当社第96回定時株主総会に提出することを社外取締役1名を含む当社取締役全員の賛成により決定し、また、本対応方針の導入については同定時株主総会において株主の皆様への承認を得ております。なお、上記の取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、本四半期報告書提出時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページhttp://www.cgco.co.jp/ir/data/20100514_03.pdfをご参照下さい。

(イ) 本対応方針の対象となる行為

本対応方針は、株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為等（但し、当社取締役会が予め承認した行為を除きます。）若しくはその可能性のある行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者を以下、「大規模買付者」といいます。）を対象としております。

(ロ) 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役社長執行役員宛に、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨等を記載した意向表明書（大規模買付者が法人又は組合の場合には、代表者の資格証明書を含みます。）及び添付書面（商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明するに足りる書面（外国語の場合には、日本語訳を含みます。））を提出して頂きます。

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

上記(a)の意向表明書をご提出頂いた場合、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出して頂いた日から10営業日以内に、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の当初提供して頂くべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送しますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供して頂きます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者から当初提供して頂いた情報だけでは当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下、「意見形成」といいます。）、若しくは代替案を立案して（以下、「代替案立案」といいます。）株主の皆様に対して適切に提示すること、又は、特別委員会が下記（ハ）(a)に定める勧告を行うことが困難であると当社取締役会が必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、株主の皆様による適切なご判断、当社取締役会による意見形成及び代替案立案並びに特別委員会による勧告のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、当社は、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適時且つ適切に開示します。

さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）を適時且つ適切に開示します。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報に基づき、株主共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。かかる評価、検討及び意見形成の結果については、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に開示します。また、当社取締役会が立案した代替案については、株主の皆様にも提示することもあります。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記（八）（a）に定める勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（但し、延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適時且つ適切に開示します。

大規模買付行為は、本対応方針に別段の定めがない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。なお、株主意思確認総会（下記（八）（a）に定義されます。）を招集する場合については、下記（八）（c）をご参照下さい。

(八) 対抗措置の発動・不発動等

(a) 特別委員会の勧告

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反し、且つ、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する（ ）対抗措置の発動、又は、（ ）対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）の招集を勧告します。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会が適切と判断する場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、株主意思確認総会の招集を勧告することができるものとします。また、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合や、大規模買付者の提案する買収の方法が二段階買付け等の強圧的な方法による買収である場合等の当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められる場合には、特別委員会は、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告することができるものとします。

(b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動若しくは不発動、又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

(c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、（ ）特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、（ ）特別委員会から対抗措置の発動若しくは不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置の発動若しくは不発動の決議を行わず、株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置を発動するか否かの判断について、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(d) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が本対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、（ ）例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件や、（ ）当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

上記 の取組みについての取締役会の判断

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主の皆様共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、株主共同の利益の向上を目的として、上記 の取組みを行っております。これらの取組みを通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為は困難になるものと考えられます。従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記 の取組みについての取締役会の判断

上記 の取組みは、大規模買付行為に関する必要な情報の提供とその内容の考慮・検討のための期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を行おうとし又は現に行っている大規模買付者に対して、対抗措置を発動することができることとしております。従いまして、上記 の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記 の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 の取組みは、株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の提供及びその内容の考慮・検討のための期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記 の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項）、合理的な客観要件の設定、特別委員会の設置等、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されております。

従いまして、上記 の取組みは上記 の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、1,420百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当社グループ（当社及び連結子会社）は、多種多様な製品を生産しており、設備の新設・更新等の計画の内容も多岐にわたっております。そのため、各セグメントごとの全容をより明確にするため、セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

前四半期連結会計期間末において計画していた当連結会計年度の設備投資の金額は、当第3四半期連結会計期間末においても変更しておりません。

セグメントの名称	当連結会計年度 設備投資計画金額 (百万円)	当第3四半期 連結会計期間 設備投資金額 (百万円)	当第3四半期 連結累計期間 設備投資金額 (百万円)	設備等の主な 内容・目的	資金調達 方法
ガラス	3,800	1,336	2,677	板ガラス・加工ガラス 生産設備の拡充・更新 等	自己資金及び 借入金
化成品	6,700	1,864	4,249	ファインケミカル製品 等生産設備の新設・拡 充・更新等	自己資金及び 借入金
合計	10,500	3,201	6,926		

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	867,944,000
計	867,944,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	214,879,975	214,879,975	東京証券取引所 大阪証券取引所 (各市場第一部)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は1,000株で あります。
計	214,879,975	214,879,975	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	214,879	-	18,168	-	8,075

(6) 【大株主の状況】

1. 共同保有者である野村証券株式会社、NOMURA INTERNATIONAL PLC及び野村アセットマネジメント株式会社から、平成22年11月8日付で大量保有報告書の写しの送付（報告義務発生日平成22年10月29日）があり、それぞれ次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	株式 420	0.20
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House, 1 St. Martin's-le-Grand London EC1A 4NP, UK	株式 257	0.12
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	株式 10,240	4.77

2. シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー（Silchester Investors LLP）から、平成22年11月22日付で変更報告書の写しの送付（報告義務発生日平成22年11月16日）があり、次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー（Silchester International Investors LLP）	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、 タイムアンドライフビル5階	株式 13,465	6.27

3. 共同保有者であるフィデリティ投信株式会社及びエフエムアール エルエルシー（FMR LLC）から、平成22年12月22日付で変更報告書の写しの送付（報告義務発生日平成22年12月15日）があり、それぞれ次の通り株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラスト タワー	株式 6,316	2.94
エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）	米国02109 マサチューセッツ州 ボス トン、デヴォンシャー・ストリート82（82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA）	株式 4,279	1.99

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載の確認ができないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,000,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 210,801,000	210,801	
単元未満株式	普通株式 1,078,975		
発行済株式総数	214,879,975		
総株主の議決権		210,801	

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
セントラル硝子株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5253番地	2,683,000	-	2,683,000	1.25
宇部吉野石膏株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地11	317,000	-	317,000	0.15
計		3,000,000	-	3,000,000	1.40

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	498	446	383	359	366	340	380	372	383
最低(円)	441	346	343	321	298	299	325	334	349

(注) 株価の最高・最低は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,941	19,278
受取手形及び売掛金	43,775	40,591
商品及び製品	19,718	21,048
仕掛品	1,878	1,116
原材料及び貯蔵品	7,514	8,288
その他	3,471	3,414
貸倒引当金	267	280
流動資産合計	100,032	93,456
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 24,228	1 25,371
機械装置及び運搬具(純額)	1 27,640	1 30,883
土地	23,769	23,826
建設仮勘定	2,865	1,044
その他(純額)	1 2,318	1 2,656
有形固定資産合計	80,822	83,782
無形固定資産		
のれん	523	773
その他	1,846	2,174
無形固定資産合計	2,370	2,948
投資その他の資産		
投資有価証券	28,791	30,784
その他	5,449	4,991
貸倒引当金	360	455
投資その他の資産合計	33,880	35,320
固定資産合計	117,073	122,050
資産合計	217,105	215,507

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,760	15,290
短期借入金	34,088	33,999
1年内償還予定の社債	400	-
未払法人税等	1,338	1,397
賞与引当金	392	1,337
工事損失引当金	10	6
その他	16,805	15,626
流動負債合計	71,795	67,657
固定負債		
社債	-	400
長期借入金	15,204	17,162
退職給付引当金	8,754	9,126
役員退職慰労引当金	86	106
特別修繕引当金	8,011	8,097
環境対策引当金	201	180
その他	474	596
固定負債合計	32,732	35,669
負債合計	104,528	103,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,168	18,168
資本剰余金	8,117	8,117
利益剰余金	85,137	83,597
自己株式	1,745	1,729
株主資本合計	109,678	108,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,370	7,038
繰延ヘッジ損益	25	-
為替換算調整勘定	4,129	3,443
評価・換算差額等合計	2,266	3,594
少数株主持分	632	431
純資産合計	112,577	112,179
負債純資産合計	217,105	215,507

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	112,741	119,797
売上原価	84,935	89,294
売上総利益	27,805	30,503
販売費及び一般管理費	¹ 24,728	¹ 25,652
営業利益	3,076	4,850
営業外収益		
受取利息	8	8
受取配当金	336	369
持分法による投資利益	-	0
貯蔵品売却益	570	1,104
その他	1,035	878
営業外収益合計	1,950	2,361
営業外費用		
支払利息	404	422
製造休止損失	1,151	826
為替差損	138	557
持分法による投資損失	172	-
その他	927	686
営業外費用合計	2,794	2,493
経常利益	2,233	4,719
特別利益		
工事契約会計基準の適用に伴う影響額	² 54	-
固定資産売却益	41	-
投資有価証券売却益	631	182
ゴルフ会員権売却益	-	3
貸倒引当金戻入額	210	45
関係会社清算益	-	125
特別利益合計	938	356
特別損失		
固定資産売却損	6	-
投資有価証券売却損	-	5
投資有価証券評価損	368	615
ゴルフ会員権売却損	-	12
ゴルフ会員権評価損	8	3
減損損失	³ 59	2
特別損失合計	443	639
税金等調整前四半期純利益	2,728	4,436
法人税等	1,798	1,552
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,883
少数株主利益	75	66
四半期純利益	854	2,817

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	40,393	42,546
売上原価	30,167	31,372
売上総利益	10,225	11,173
販売費及び一般管理費	1 8,466	1 8,792
営業利益	1,758	2,381
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	114	154
為替差益	216	-
持分法による投資利益	15	26
貯蔵品売却益	222	333
その他	231	236
営業外収益合計	802	752
営業外費用		
支払利息	115	131
製造休止損失	262	275
為替差損	-	86
固定資産廃棄損	241	168
その他	149	72
営業外費用合計	769	734
経常利益	1,791	2,399
特別利益		
固定資産売却益	3	-
投資有価証券売却益	-	173
ゴルフ会員権売却益	-	3
貸倒引当金戻入額	147	10
特別利益合計	144	167
特別損失		
固定資産売却損	6	-
投資有価証券売却損	-	5
投資有価証券評価損	78	68
ゴルフ会員権売却損	-	12
特別損失合計	84	87
税金等調整前四半期純利益	1,851	2,479
法人税等	483	844
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,635
少数株主利益	62	24
四半期純利益	1,305	1,611

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,728	4,436
減価償却費	10,344	9,638
減損損失	59	2
のれん償却額	191	176
引当金の増減額(は減少)	1,912	1,495
受取利息及び受取配当金	344	377
支払利息	404	422
持分法による投資損益(は益)	172	0
投資有価証券評価損益(は益)	368	615
投資有価証券売却損益(は益)	631	176
固定資産売却損益(は益)	38	4
固定資産廃棄損	455	381
ゴルフ会員権評価損	8	3
ゴルフ会員権売却損益(は益)	-	8
売上債権の増減額(は増加)	1,261	3,335
たな卸資産の増減額(は増加)	3,911	1,117
仕入債務の増減額(は減少)	999	3,554
未払消費税等の増減額(は減少)	176	53
未払費用の増減額(は減少)	671	1,083
その他	730	44
小計	15,035	16,043
利息及び配当金の受取額	344	377
利息の支払額	450	438
法人税等の支払額	1,254	1,854
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,675	14,128
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	140	135
定期預金の払戻による収入	140	135
有形固定資産の取得による支出	5,462	6,676
有形固定資産の売却による収入	78	29
投資有価証券の取得による支出	293	205
投資有価証券の売却による収入	2,338	367
関係会社の整理による収入	-	175
その他	460	545
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,800	6,854

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	687	603
長期借入金の返済による支出	3,824	2,157
自己株式の取得による支出	22	15
配当金の支払額	1,485	1,272
少数株主への配当金の支払額	14	18
その他	0	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,659	2,863
現金及び現金同等物に係る換算差額	34	133
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,249	4,276
現金及び現金同等物の期首残高	13,449	19,120
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	123	393
現金及び現金同等物の四半期末残高	18,822	23,790

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、浙江中硝康鵬化学有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 31社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。 (2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これにより、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。
2. 固定資産の減価償却の算定方法	一部の連結子会社は、定率法を採用している資産について、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
3. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定に関しては、当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して一般債権の貸倒見積高を算定しております。
4. 法人税等及び繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	一部の連結子会社は、法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。
5. 工事原価総額の見積方法	工事原価総額の見積りに当たって、当第3四半期連結会計期間末における工事原価総額が、前連結会計年度末に見積った工事原価総額から著しく変動しているものと認められる工事契約を除き、前連結会計年度末に見積った工事原価総額を、当第3四半期連結会計期間末における工事原価総額の見積額としております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 税金費用の計算	当社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 256,719百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 251,180百万円
2 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に 対する連帯保証債務 (百万円)	2 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に 対する連帯保証債務 (百万円)
(協)徳島ウッドテック 1,608	(協)徳島ウッドテック 1,608
その他1件 5	その他1件 7
合計 1,613	合計 1,615

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																										
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売運賃及び諸掛</td> <td style="text-align: right;">8,148百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与等</td> <td style="text-align: right;">6,620</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">626</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> </table> <p>2 工事契約会計基準の適用に伴う影響額は「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)第25項に基づき、平成21年4月1日時点で存在する工期のごく短いもの等以外の工事契約について同会計基準を適用した事による過年度の工事の進捗に見合う利益であります。</p> <p>なお、過年度の工事の進捗に対応する工事収益の額及び工事原価の額は、それぞれ867百万円及び812百万円であります。</p> <p>3 減損損失</p> <p>当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 40%;">用途</th> <th style="width: 40%;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県 志摩市 他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業用資産については事業の種類別セグメントを基礎とした事業の関連性により、また、遊休資産等については個別物件単位でグルーピングを行っております。</p> <p>将来の使用が見込まれていない遊休の土地に関して、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(59百万円)として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、土地については主として相続税評価額としております。</p>	販売運賃及び諸掛	8,148百万円	従業員給与等	6,620	賞与引当金繰入額	94	退職給付引当金繰入額	626	役員退職慰労引当金繰入額	2	場所	用途	種類	三重県 志摩市 他	遊休資産	土地	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売運賃及び諸掛</td> <td style="text-align: right;">8,545百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給与等</td> <td style="text-align: right;">6,816</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">543</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> </table> <p>2</p> <p>3</p>	販売運賃及び諸掛	8,545百万円	従業員給与等	6,816	賞与引当金繰入額	118	退職給付引当金繰入額	543	役員退職慰労引当金繰入額	5
販売運賃及び諸掛	8,148百万円																										
従業員給与等	6,620																										
賞与引当金繰入額	94																										
退職給付引当金繰入額	626																										
役員退職慰労引当金繰入額	2																										
場所	用途	種類																									
三重県 志摩市 他	遊休資産	土地																									
販売運賃及び諸掛	8,545百万円																										
従業員給与等	6,816																										
賞与引当金繰入額	118																										
退職給付引当金繰入額	543																										
役員退職慰労引当金繰入額	5																										

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売運賃及び諸掛 3,096百万円	販売運賃及び諸掛 3,255百万円
従業員給与等 2,358	従業員給与等 2,486
賞与引当金繰入額 246	賞与引当金繰入額 247
退職給付引当金繰入額 215	退職給付引当金繰入額 180
役員退職慰労引当金繰入額 1	役員退職慰労引当金繰入額 1

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 18,977百万円	現金及び預金勘定 23,941百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 155百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 150百万円
現金及び現金同等物 18,822百万円	現金及び現金同等物 23,790百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 214,879,975株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,871,921株
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	636	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月9日 取締役会	普通株式	636	3.00	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	ガラス事業 (百万円)	化成品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	20,239	20,153	40,393	-	40,393
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	582	362	944	(944)	-
計	20,821	20,516	41,337	(944)	40,393
営業利益又は営業損失()	457	2,213	1,756	(2)	1,758

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	ガラス事業 (百万円)	化成品事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	56,440	56,300	112,741	-	112,741
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,610	1,078	2,688	(2,688)	-
計	58,050	57,379	115,429	(2,688)	112,741
営業利益又は営業損失()	3,019	6,084	3,064	(12)	3,076

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分の方法は、製造方法及び販売市場の類似性により「ガラス事業」と「化成品事業」とに区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

ガラス事業...建築用ガラス、自動車用ガラス、電子材料用ガラス等

化成品事業...化学品、ファインケミカル、肥料、ガラス繊維等

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。

これにより従来の方によった場合と比較して、ガラス事業で当第3四半期連結累計期間の売上高は482百万円増加し、営業損失は18百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	37,245	3,147	40,393	-	40,393
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	525	156	681	(681)	-
計	37,771	3,303	41,074	(681)	40,393
営業利益又は営業損失()	1,810	35	1,775	(16)	1,758

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	103,287	9,454	112,741	-	112,741
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,509	479	1,988	(1,988)	-
計	104,796	9,933	114,730	(1,988)	112,741
営業利益又は営業損失()	3,674	614	3,060	(16)	3,076

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

その他の地域...米国、台湾等

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3.に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。

これにより従来の方法によった場合と比較して、日本で当第3四半期連結累計期間の売上高は482百万円、営業利益は18百万円増加しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	3,853	2,251	2,902	319	9,326
連結売上高（百万円）	-	-	-	-	40,393
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.5	5.6	7.2	0.8	23.1

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	10,992	5,783	9,366	972	27,115
連結売上高（百万円）	-	-	-	-	112,741
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.8	5.1	8.3	0.9	24.1

（注）1．地域は、地理的近接度により区分しております。

2．各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1)北米.....米国、カナダ

(2)アジア.....台湾、中国、韓国、タイ等

(3)欧州.....イギリス、イタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー等

(4)その他の地域...アルゼンチン等

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に製品別・サービス別の事業部門を置き、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループはそれぞれの事業部門を基礎とした「ガラス事業」と「化成品事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ガラス事業」は主に、建築用ガラス、自動車用ガラス、電子材料用ガラスを製造販売しております。

「化成品事業」は主に、化学品、ファインケミカル、肥料、ガラス繊維を製造販売しております。

2．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額
	ガラス事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	60,554	59,243	119,797	-	119,797
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,615	1,089	2,704	(2,704)	-
計	62,169	60,332	122,501	(2,704)	119,797
セグメント利益又は損失（ ） (注)2	1,524	6,383	4,859	(8)	4,850

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額
	ガラス事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,906	21,640	42,546	-	42,546
セグメント間の内部 売上高又は振替高	577	358	936	(936)	-
計	21,483	21,998	43,482	(936)	42,546
セグメント利益又は損失() (注) 2	394	2,775	2,381	(0)	2,381

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失は、各セグメントの営業利益又は営業損失を表示しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものがないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものではないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものではないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

企業集団の事業の運営において重要なものではないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	528.02 円	1株当たり純資産額	526.99 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4.03 円	1株当たり四半期純利益金額	13.29 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3.61 円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	854	2,817
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	854	2,817
期中平均株式数(千株)	212,143	212,040
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	24,691	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	6.15 円	1株当たり四半期純利益金額	7.60 円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5.51 円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	1,305	1,611
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,305	1,611
期中平均株式数(千株)	212,140	212,036
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	24,691	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

資産及び事業の取得

当社は米国Zelodyne L.L.C.と同社の所有する一部資産および事業の取得に関する基本契約を締結し、平成23年1月6日に公表いたしました。

1. 資産等取得の目的

米国における自動車向け加工ガラス事業の経営基盤の強化および事業拡大。

2. 資産等を取得する相手先の概要

(1) 名称	Zelodyne L.L.C.
(2) 所在地	17333 Federal Drive, Suite 230, Allen Park, Michigan 48101
(3) 代表者	Robert Price (Principal Member), Michael McCarney (CEO)
(4) 事業内容	フロートガラス製造、自動車向け加工ガラスの製造および販売
(5) 設立年月	2008年4月

3. 取得対象の概要

米国テネシー州所在のフロートガラス並びに自動車向け加工ガラス製造工場に関する資産等および、自動車補修用ガラス販売事業。

4. 取得する資産等の額

譲り受ける資産の額は、現在精査中で確定しておりません。

5. 資産等を取得する時期

未定。(今年の早い段階に取得を完了すべく詳細な協議・調整を進めております。)

(リース取引関係)

リース取引残高が、前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

決算日後の状況
特記事項はありません。

配当について

平成22年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当を次のとおり決議しました。

(イ)中間配当による配当金の総額 636百万円

(ロ)1株当たりの金額 3円00銭

(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月10日

(注)平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 勉 印

業務執行社員 公認会計士 渡邊 考志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセントラル硝子株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

セントラル硝子株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 勉 印

業務執行社員 公認会計士 渡邊 考志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセントラル硝子株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セントラル硝子株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。